# 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ における論点の整理

平成 21 年 5 月 29 日 金融庁

# 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおける論点の整理

項	目	論	点	備	考
1. 協同組織金融	1. 協同組織金融機関のあり方を検討するに当たっての視点等				
検討に当たっての視点等		●協同組織金融機関(信用金庫と信用組合) 境が大きく変化していることを受けて、協 割を踏まえた見直しが必要という論点につ ・その際、協同組織金融機関が、今後、我が づけられ、役割を果たしていくこととなる 務及び組織のあり方につき、総合的な視点が ・平成以降に見られる、信用金庫・信用組合 等の協同組織金融機関の変化、当局による 聖域なく抜本的に制度のあり方を考察する	同組織金融機関が果たすべき今日的な役いて 「国金融システムにおいてどのように位置か、また、その役割を果たすために、業からの見直しが重要となるのではないか。 数の減少、預貸率の低下、預証率の上昇 監督・検査のあり方の変化等を踏まえ、		
2. 地域金融・中	中小企業金屬	・地域経済や中小企業をめぐる状況は一段と 関が地域経済や中小企業に対して果すべき う視点が重要になるのではないか。	厳しさを増している中、協同組織金融機		
これまでの評価		●平成元年以降、取り巻く環境が大きく変化 同組織金融機関が地域経済・中小企業に対 という論点について			
		・中小企業数の減少が続いているなかで、中の貸出の残高は一定の水準を維持しているケート結果において中小企業への融資姿勢踏まえると、専門金融機関および地域金融のではないか。	ことや、利用者等を対象にした各種アン 等、その機能を積極的に評価する意見も		

	・過去 20 年の推移を見ると、協同組織金融機関の資産と負債の構成について、預貸率	
	の低下や預証率の上昇がみられる点や、貸出について、中小企業専門金融機関とし	
	て、協同組織金融機関の本来的な目利きが必要とされる製造業や卸・小売業向けが	
	減少している点に鑑みると、地域金融機関として地域への資金還元が十分に行われ	
ていない、貸出の実態がむしろ協同組織金融機関の理念から遠ざかっているのでは		
	ないか。	
	・長年取引関係を維持してきた取引先との関係では、協同組織金融機関は積極的にそ	
	の機能を果たしてきたが、新規案件の掘り起こしや再生支援、コンサルティングと	
	いう観点から、さらなる発展の余地があるのではないか。	
	・近年、協同組織金融機関の貸出に占める住宅ローンの割合が増加しているところで	
	あるが、住宅ローンは比較的簡易な審査で実施が可能であり、運用手段としてこれ	
	   に過度に依存することは、協同組織金融機関の本来の役割である中小企業金融にお	
	ける目利き能力を低下させるおそれがあるのではないか。	
期待される機能	●上記「これまでの評価」における指摘や、協同組織金融機関を取り巻く状況の変化	
	等を踏まえると、協同組織金融機関が果たすことが期待される機能について再考す	
	る必要があるのではないかとの論点について	
	・協同組織金融機関がより積極的に果たしていくべき役割として、以下のようなもの	
	が挙げられるのではないか。	
	①中小企業金融機能	
	中小企業の規模に応じたきめ細かな金融機能の発揮等が求められるのではない	
	か。なお、取引先が健全なときから事業計画に基づいて貸出を行う金融を目指す	
	べきではないか。	
	②中小企業再生支援機能	
	業種や地域の実情を踏まえた中小企業の再生支援が求められるのではないか。	
	③生活基盤支援機能	
	ı	

	業績不振の中小企業経営者や多重債務者に対するきめ細かい対応や、地域で生	
	活支援活動を行っている団体に対する協力・支援が求められるのではないか。	
	④地域金融支援機能	
	商店街の活性化、ニュービジネスの育成等、地域の再生に積極的に関わってい	
	くことが求められるのではないか。	
	⑤コンサルティング機能	
	上記の役割を担っていくためには、情報提供、アドバイス等のコンサルティン	
	グ機能の一層の強化が求められるのではないか。	
	・取引先の状況や協同組織金融機関の規模・特性に応じて、上記のような機能を適切	
	に組み合わせることにより、協同組織性の強みである、きめの細かい金融サービス	
	の提供がなされることが重要ではないか。	
	・いずれの機能を果たす上でも、中央組織や経済団体その他外部との連携を一層積極	
	的に図る必要があるのではないか。中央組織の側でも、協同組織金融機関によるこ	
	れらの機能の発揮を促進するための支援の枠組みや環境の整備を積極的に進める必	
	要があるのではないか。	
不良債権問題	●不良債権問題については、協同組織金融機関の業界平均の不良債権比率は低下傾向	
	にあるものの、地域銀行に比較すると依然として高く、特に信用組合は高い水準に	
	あるため、これを解決していくべきではないかとの論点について	
	・不良債権は経営の自由度を低下させ金融仲介機能の発揮を阻害する傾向があるため、	
	協同組織金融機関の不良債権の問題は適切に対処されなければならないが、協同組	
	織金融機関は、その業務の特質上、不良債権を直ちに切り離すことが困難な面があ	
	り、再生支援を図りながら解決の道筋を見つけていくことになるため、ある程度の	
	時間をかけた取組みが必要となるのではないか。	
	・協同組織金融機関が不良債権問題を解決するために、貸し倒れや担保の目減り等に	
	よる損失に耐えうる収益力や自己資本はもとより、対象先を再生させる支援機能や	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

	コンサルティング機能が必要となるのではないか。	
	・現実的には、多くの協同組織金融機関にこのような機能が十分にあるとは言い切れ	
	ないことに鑑み、業界全体の信用の維持・向上を図るという観点から、例えば、中	
	央組織と協同組織金融機関とが協働して再生支援会社・ファンドを組成し、知識・	
	経験を有する人材を集めて、再生支援に向けて再生支援を専従的に行っていくスキ	
	一ムなど自主的な取組みが行われていくことが望ましいのではないか。	
3. 業態別のあり方		
協同組織金融機関と地域銀	●協同組織金融機関と地域銀行は、昭和 50 年代以降の業務の見直しにより、現状、ほ	
行のあり方	ぼ同様の業務を営むことが可能となっていること、また、大規模化した協同組織金	
	融機関の出現などから、差異が相対化しているが、地域における棲み分けについて	
	どのように考えるかという論点について	
	・金融機関の利用者の視点から、同様のサービスを同様の方法で提供する主体が複数	
	あるよりも、サービスやその提供方法の選択肢が多様である方が、利便性が高いの	
	ではないか。	
・協同組織金融機関と地域銀行が横並びで発展していくのではなく、		
	関としての本来の強みを十分に活かすべく、協同組織金融機関の側で業務の「選択	
	と集中」が図られていくべきではないか。	
信用金庫と地域信用組合の	●信用金庫と地域信用組合は、地域で会員・組合員である中小企業等に金融サービス	〇現行制度上は、会員・組合員資格や
あり方	を提供するという観点では大きな相違はなく、両者の関係をどのように考えるかと	預金の受入れに関する制度的な相
	いう論点について	違があり、実態上は、取引先が信用
		金庫は従業員 10 名以下、地域信用
	・信用金庫と地域信用組合の預金・貸出金や店舗数の推移、中小企業貸出の状況を見	組合は従業員5名以下の中小企業等
	ると、一方が他方に対して際立った特性のある金融機関とは必ずしも言えないので	が多いという相違がある。
	はないか。	
	・また、協同組織金融機関以外の業態との競争も激しくなる可能性があることから、	

	,	
	長期的にみて、現状の枠組みのままで信用金庫と地域信用組合の両者が個別の業態	
	として成り立ち得ないのではないか。	
	・このような指摘を踏まえれば、信用金庫と地域信用組合を別の制度として引き続き	
	維持する意義・必要性は必ずしも強くなく、そのような観点から、あり方について、	
	根本に遡った、多面的な検討を行っていくことが望ましいのではないか。	
業域信組と職域信組のあり	●業域信用組合と職域信用組合は、業種や職業を同じくする者による組織という意味	
方	では、本来的には協同組織金融機関の原点であり、業域信用組合や職域信用組合は	
	他の金融機関から融資を受けにくい中小企業や個人に、その業務や職業を発展させ	
	ていくために必要となる資金を融通することを使命としていたが、最近の業務の実	
	態に鑑みると、必ずしもそのような役割を行っているとは言えず、本来の使命を果	
	たしていないのではないかとの論点について	
	・業域信用組合と職域信用組合のあり方について、根本に遡った、多面的な検討を行	
	っていくことが望ましいのではないか。	
新たな形態の可能性	●貧困や格差が大きな社会問題となる中、小規模の事業者や消費者のうち、比較的リ	
	スクが高い層に対する使い勝手のよい金融サービスが手薄であるとの指摘をも踏ま	
	え、協同組織金融機関について、新たな形態を考えるべきではないかとの論点につ	
	いて	
	・小規模の事業者、消費者の相互扶助を使命とする協同組織金融機関の原点に立ち返	
	り、例えば、小規模の事業者や消費者の生活支援に特化し、協同組織性を発揮しう	
る新たな金融機関の設立・活用について検討することが望ましいのではないか。		
	・その際、例えば、業務内容については必要最低限のものとする一方で、行為規制は	
	軽減する等の枠組みも視野に入れた制度的な検討を行っていくことが考えられるの	
	ではないか。	
	Į.	

# 4. ガバナンスのあり方① (組織のあり方)

#### 基本的考え方

- ●協同組織金融機関は、信用秩序の一端を担う一方、金融仲介機能を発揮することが 求められる公共性の高い組織であることに鑑み、ガバナンスについて一層の充実を 図るべきではないかとの論点について
- ・ガバナンスの充実を図る等の方策については、法律で制度化することが適当なもの、 法律で一般的な考え方を示し、具体的な運用等の内容については監督指針や自主ル ールで示すことが適当なもの、業界や個々の協同組織金融機関の判断に委ねること が適当なもの等があり得るが、それぞれの方策毎に適切な手法がとられるべきでは ないか。
- ・協同組織金融機関は規模等が多様であることを踏まえ、法律で制度化するものであっても、例えば、規模等に応じて、あるべきガバナンスの効かせ方が異なってくると考えられるものについては、段階的に適用する等の方法もあるのではないか。

- 〇協同組織金融機関のガバナンスは、 平成4年改正の監事による監査範囲 の拡大、平成8年改正の外部監査制 度の導入、平成16年改正の外部監 査義務基準の引き下げ等、これまで 一定の強化が図られてきている。
- 〇一方で、企業をめぐる不祥事件等を 背景として、金融商品取引法等にお けるガバナンスの枠組みは、協同組 織金融機関に係るガバナンスの強 化を上回る形で強化が進んでいる。

### 総代会制度のあり方

- ●総代会制度については、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(平成 15 年 3 月 28 日)」の要請等を受け、協同組織金融機関は総代の定年制の導入、総代会の仕組みや総代候補者選考基準等の開示、アンケートの実施等の自主的な取組みを実施しているが、自主的な取組みの実施状況を見ると、個々の協同組織金融機関により取組みが異なる場合があるため、何らかの制度的枠組みを設ける必要性があるのではないかとの論点について
- ・現時点において、法律で何らかの制度的枠組みを設ける必要性は必ずしも高くない のではないか。個々の協同組織金融機関により取組みが異なる場合がある状況に対 しては、以下のような指摘について、関係者において、実現できるものから迅速に 実行に移すべきではないか。
- i)総代会制度に関する開示項目について、業界内で統一的な対応をすべきである。
- ii) 総代会制度に係る開示の方法について、ディスクロージャー誌に掲載するだけ

	ではなく、会員・組合員との懇談会やホームページで公表するなど、周知に努め	
	るべきである。	
	iii)総代の職業・業種別、年齢別、地域別等の構成を、協同組織金融機関の取引先	
	構成に近づけるようにすべきである。	
	iv)人材確保の困難性等に一定の配慮はしつつも、特定の者が過度に長期にわたっ	
	て総代を勤めることがないように総代の定年制の導入や氏名の公表等の工夫に	
	各協同組織金融機関が積極的に努めるべきである。	
	・信用金庫の総代の選出については、法令上、「会員のうちから選任」と規定されてい	〇法令上、信用組合は「組合員のうち
	るため、選挙の実施は制度としては想定されていないと解されており、信用金庫も	から選挙」と規定されている。
	「会員のうちから選挙」とする改正も検討すべきではないか。	
理事会制度のあり方	●理事会について、会員・組合員資格を有する職員出身の理事が理事会の多数を占め	〇現行制度上、理事の3分の2以上は
	ているため、金融機関としての立場で収益性等を過度に優先させる可能性があるの	会員・組合員でなければならない。
	ではないか、また、理事間の相互監視が期待しにくい面があり、ガバナンスが低下	
	するのではないかという論点について	
	   ・こうした問題に対処する観点から、職員出身以外の会員・組合員理事(以下、「員外	
	理事」という。)を登用し、各協同組織金融機関の経営判断において、積極的に員外	
	理事の登用が進められるべきではないか。	
	・人材面、能力面に一定の限界があることから、一律に員外理事の登用を義務化する	
	のは慎重に考えるべきではないか。	
監事制度のあり方	●協同組織金融機関の大規模化や業務の高度化を踏まえ、複数の監事間での役割分担	〇現行制度上、監事制度は会社法上の
	を可能とする観点から、監事会制度を創設すべきではないかとの論点について	監査役設置会社を強化した仕組み
		となっており、一定の要件に該当す
	・協同組織金融機関がその規模や特性に応じて選択的に監事会制度を導入できるとの	る協同組織金融機関は2名以上の監
	任意の制度とすることが考えられるのではないか。	事(うち会員・組合員以外の監事 1
		名以上)が必要とされている。
L	<u>I</u>	<u>I</u>

		〇会社法上の監査役会設置会社では、
		社外者が過半数以上でなければな
		らない。
5. ガバナンスのあり方(	②(決算・開示等)	
半期決算・半期開示	●預金者保護の観点から、以下の点を踏まえ、統一された制度や会計慣行に基づいて、	〇現行制度上、銀行は銀行法に基づき
	銀行と同様に連結・単体ベースで半期決算・半期開示を導入すべきではないかとの	半期決算・半期開示が義務付けられ
	論点について	ており、また、上場銀行は金融商品
		取引法に基づき四半期決算(第二四
	・協同組織金融機関の預金者は銀行の預金者と同様に自己責任が求められ、その責任	半期については半期決算)・四半期
	に見合う判断を行うためには財務の情報の提供を受ける必要があると考えられるた	開示が義務付けられている。
	め、決算・開示について、銀行と異なる制度を維持する必要性は乏しいのではない	〇一方、協同組織金融機関について
	か。	は、年度決算・年度開示までであり、
	・自主的に行われている仮決算では貸出金の自己査定結果や有価証券の時価情報等が	半期決算に関する義務付けはなく、
	適切に反映されているかについて制度的な裏付けが乏しいのではないか。	半期開示は努力義務にとどまって
	・統一された制度や会計慣行に基づいて行われる半期決算・半期開示を協同組織金融	いる。
	機関に導入することが望ましいが、一方で、協同組織金融機関の規模・特性等は様々	なお、すべての協同組織金融機関
	であり、半期決算・半期開示の導入にあたっては、猶予期間の設定や協同組織金融	が自主的に半期で仮決算と開示を
	機関の規模に応じた適用等の項目について検討を行っていく必要があるのではない	行っている。
	か。	
	・協同組織金融機関において、まずは各々の経営判断のもとで、半期決算・半期開示	
	に係る自主的な取組みが一段と進展していくことが望ましいのではないか。	
外部監査	●外部監査について、半期監査の枠組みの導入や、年度監査の義務付けの範囲につい	〇現行制度上、銀行は会社法で年度監
	ての見直しを行うべきではないかとの論点について	査が義務付けられており、また、金
		融商品取引法に基づき、上場銀行は
	・銀行が半期監査を行う根拠法が金融商品取引法であること、協同組織金融機関は株	半期監査と四半期レビュー、一定の
	式会社のように中間配当を行わないことから、半期決算の導入を前提とした半期監	要件に該当する非上場銀行は半期

	査を導入する合理的な理由はないのではないか。	監査が義務付けられている。
	・半期決算が開示されても、会計の専門家でなければその数字や情報の妥当性等の判	〇一方、協同組織金融機関は、預金等
	断が難しいことから、半期監査を受けた方が、協同組織金融機関の健全性に対する	総額が一定の要件に該当する信用
	地域や預金者からの信頼が高まるのではないか。	金庫、預金等総額や員外預金比率が
	・半期監査の枠組みの導入や年度監査に係る義務付けの範囲の見直しが行われていく	一定の要件に該当する信用組合お
	ことが望ましいが、一方で、協同組織金融機関の規模・特性は様々であり、半期監	
	査の導入の努力義務化、猶予期間の設定、協同組織金融機関の規模に応じた適用、	会計監査人を置いている信用組合
	中央組織による監査での代替等の項目について検討を行っていく必要があるのでは	に年度監査が義務付けられている
	ないか。	が、半期監査については特段の規定
	・協同組織金融機関において、まずは各々の経営判断のもとで、年度監査や半期監査	はない。
	に係る自主的な取組みが一段と進展していくことが望ましいのではないか。	現状、すべての信用金庫と約8割
		の信用組合は年度監査を受けてい
		る。
6. 業務等のあり方		
会員・組合員資格	●協同組織金融機関の会員・組合員資格について、資本金基準を見直すべきではない	〇現行制度上、事業者の会員・組合員
	かとの論点について	資格は、以下のように規定されてい
		<b>る</b> 。
	・現在の運用上、特段の問題は生じておらず、制度の見直しの必要性は現時点では高	・信用金庫:従業員 300 人以下又は
	くないのではないか。	資本金9億円以下
		・信用組合:従業員 300 人以下又は
		資本金3億円以下等
業務範囲	●協同組織金融機関の業務範囲と、銀行の業務範囲とをどのように考えるかとの論点	〇協同組織金融機関の業務範囲つい
	について	ては、元来、銀行との間に大きな差
		が存在していたが、その見直しは順
	1	1
	・今後の協同組織金融機関の業務範囲のあり方については、銀行と同じ規制に服して	次進み、特に、平成 10 年以降は、
		が存在していたが、その見直しは順

た上で選択性としてよいのではないか。 が行われると同時に協同組織金融 機関の業務範囲についても同様の ・金融機関の業務範囲を拡大する際には、その業務に特有のリスクに見合った専門人 材やリスク管理体制の構築が当然必要となり、そのようなコストを負担してでも協 拡大を図る手当がなされてきてい 同組織金融機関がやるべき業務とは何か、そのようなコストを負担することで、中 る。 小企業金融等の専門金融機関として協同組織金融機関が本来果たすべき役割を安定 的に果たせなくなるのではないか等の観点から、今後の業務範囲についてあり方の 検討を行っていくべきではないか。 地区規制 ●協同組織金融機関の地区規制について、その存在意義や今後どうあるべきかという│ 〇信用金庫と地域信用組合の地区に 論点について ついては、法令上の定義はないが、 一般的には「人的結合体としての統 ・今後の地区のあり方について、制度創設当時からの環境変化等を踏まえれば、地区 合の基盤を成す同質的な地域経済 を定める必要性は低下しており、地区を分断すると貸出先が限定されるため、ポー の圏域の中に限定することが合理 トフォリオリスクが高くなる可能性があることから、地区を当局の認可対象から外 的」と考えられてきている。 し、その変更は協同組織金融機関の自主的な判断で行えるようにするべきではない| 〇地区は定款記載事項であり、その変 更は定款の変更として当局の認可 か。 ・地区は信用金庫・地域信用組合の会員・組合員の資格を定めるコモンボンド(共通 の対象とされている。 の絆)であり、協同組織性の発揮にとって極めて重要ではないか。また、地区を法 例えば、地区拡張の認可に関する 考え方は、「現在の地区及び拡張し 令を根拠として明確に定めることは信用金庫や地域信用組合のその地区に対するコ ミットメントになり、地域の活性化につながるような行動の動機付けとなるのでは ようとする地区の経済の事情に照 ないか。 らし、地区の拡張が必要であると認 ・協同組織性、それに基づく会員・組合員(コモンボンド)の考え方に鑑みると、地 められ、かつ、当該金庫(組合)が 区のあり方については現在の枠組みを維持すべきではないか。 当該地区において事業を的確、公正 ・地区拡張や縮小の認可要件の明確化を図ることが重要であるのではないか。その際、 かつ効率的に遂行することができ 例えば、利用者利便に十分配慮し、「金融過疎」等の状況が生じないようにする、広 ること。」とされている。 域化により協同組織性の利点を損なわれないようにする、という視点も重要ではな いか。

#### 余剰資金運用

- ●過去、有価証券運用の失敗で協同組織金融機関が破綻した事例がみられるほか、近年、預証率の上昇する傾向が続いており、昨年来の金融市場の混乱を踏まえれば、有価証券運用に関するリスク管理の重要性は一層増している。このような状況に対して、協同組織金融機関の余資について、今後どのように運用すべきかとの論点について
- ・ J A バンクシステム (後述) を参考に業界内の余剰資金の運用を一元的に行う枠組 みを検討すべきではないか。
- ・リスク管理能力が十分でないと認められる協同組織金融機関からは、信金中央金庫 や全国信用協同組合連合会(以下「連合会」という。)が余剰資金の預託を受ける枠 組みを考えるべきではないか。
- ・連合会と協同組織金融機関によるファンド等の共同運用など、余資運用手段の多様 化を図る必要があるのではないか。
- ・余剰資金の運用に関して、法制度化あるいは自主ルールを定めることが必要ではないか。例えば、以下のような方策について自主的な取組みが行われていくことが望ましいのではないか。
- ①安全資産運用あるいはリスクを取る運用を行う等の運用方針、運用手法、内部の リスク管理体制の整備状況をディスクロージャー誌等で明示することで自己規律 の確保を図る。
- ②余資運用について、連合会によるモニタリングを行う。
- ③連合会と信用金庫と信用組合(以下、「単位組織」という。)によるファンド等の 共同運用、連合会と単位組織の協同による地域への投資を促進するスキーム等、 運用方法のより一層の多様化を図る

- 〇協同組織金融機関の余剰資金の運 用は、自ら行う有価証券投資運用と 信金中央金庫や全国信用協同組合 連合会への預け金を中心に行われ ている。
- 〇協同組織金融機関の有価証券運用 については、平成5年4月に信用組 合の有価証券運用に関する制限が 緩和されて以降、特段の制約はな い。
- 〇証券取引法上は、従来より信用金庫・信用組合ともに、適格機関投資家(有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者)とて規定されていたが、平成 18 年の金融商品取引法の制定時に適格機関投資家の範囲が改正された際、信用金庫は引き続き適格機関投資家として取り扱われないこととされた。

# 7. 連合会(中央機関)のあり方

### 連合会(中央機関)の役割

- ●現在の連合会や業界全体が置かれている状況等に鑑みれば、今後、連合会が相互支援や会員の経営指導等、中央機関としての機能を十分に発揮するためには、その目的、役割、権限等について法的に明確化すべきではないかとの論点について
- ・会員である単位組織に対する監督、経営指導をより実効性の伴うものにする枠組み を検討すべきではないか。
- ・今後、協同組織金融機関が、業界全体として持続的に金融仲介機能を十分に発揮し ていくために、連合会がそれを補完する役割が期待されるのではないか。
- ・中小企業融資、不良債権処理、再生支援、余資運用、投資ファンド組成、コンサル ティング等の面での、単位組織に対する中央機関としてのサポートのあり方につい て検討すべきではないか。
- ・連合会は相互扶助の精神のもとに業界全体の自主的な取組みとして機能してきた面があり、法的な権限が伴っては、かえって会員の自主性を損ねるのではないか。

- 〇信用金庫法、中小企業等協同組合法 においては、一般的に使われている 用語である中央機関という規定は なく、それに相当するものとして連 合会という規定がある。
- 〇連合会は、その機能に着眼した目的、役割、権限等は法律で規定されておらず、中央機関としての機能をどこまで果たすかは制度としては任意である。

そのため、相互支援制度を利用していない会員に対する連合会の経営相談や監査は、会員の自主性を尊重したものとなっている。

〇農林中央金庫は、法令上、その目的 や位置付けは明確である。JAバン クシステムでは、農林中央金庫が構 成員に対して行う指導には法的な 根拠があり、構成員が遵守すべき基 本方針には、破綻未然防止に向けた 体制整備、余剰基金の運用、JAバ ンク支援基金への資本支援財源拠 出等が規定されているほか、基本方 針を遵守しない構成員に対するペ

		,
		ナルティも規定されている。
		○諸外国の協同組織金融機関の仕組
		みをみると、ドイツでは地区の連合
		組織が単位組織に対する監査を行
		っており、フランス、オランダでは
		金融機能を有する中央機関に単位
		組織に対する監督や検査の権限が
		付与されている。
相互支援制度	●連合会が現在自主的に取り組んでいる相互支援制度について、その機能を強化すべ	〇相互支援制度として、連合会と会員
	きではないかという論点について	の間で行われる相互支援の代表的
		なものに会員に対する資本増強制
	・相互支援制度は、これまで一定の成果を挙げていると考えられるが、以下のような	度や資本増強支援制度等がある。
	観点から、その持続可能性に対して懸念があるのではないか。	〇ドイツでは業界として基金を有し
	①会員に対して適切な事前指導を行えず、経営実態の把握を会員の自主申告に依存	ており、フランスとオランダは中央
	している。その結果、場合によっては経営悪化の実態を事後的に認識するなど、	機関と単位組織等の間で相互保証
	受動的な立場で相互支援制度を運用している側面がある。	(クロスギャランティ)が行われて
	②相互支援制度は任意であるため、優良な会員が相互支援制度から離脱したり、連	いる。なお、ドイツとフランスでは
	合会が金融機関としての機能を維持するために会員に対する資本支援を十分に行	中央機関は株式会社化しており、ま
	わない可能性がある。	た、オランダでは中央機関のみに銀
	③相互支援制度は基本的に連合会が単位組織に資本支援を行うものであるが、連合	行免許が与えられている。
	会の資本の状況によっては、単位組織から資金を集めることもあり、業界全体と	
	して新規の資金調達となっていないとの見方もできる。	
	・相互支援制度は相互扶助の精神のもとに業界の自主的な取組みとして一定の役割を	
	果たしてきており、この枠組みの変更や廃止は信用強化にはつながらないのではな	
	いか。	
	・連合会が資本支援をした会員には「覚書」に基づいて、実態として必要な指導を行	
	1	

っているので、問題はないのではないか。

・昨今の厳しい金融・資本市場等の状況を踏まえて整備された、時限的な措置である 改正金融機能強化法の枠組みを念頭に置きつつ、同法後の、平時における将来的な 相互支援制度のあり方について、持続可能な安定的な制度としてどのような枠組み が考えられるか(例えば、諸外国の制度に見られるような独立した基金の設立等)、 検討すべきではないか。

# 8. その他(規制緩和要望事項)

●協同組織金融機関のあり方について検討を行っていく際に、併せて、これまで協同 組織金融機関から提出された規制緩和要望について、体系的に整理した上で、その 内容について検討を加えた(別表参照)。但し、いずれも協同組織金融機関としての 業務のあり方、中央機関の役割等の問題と密接に関係するものであり、最終的な結 論は、全体の協同組織金融機関のあり方の方向性の中で一体的に検討されることが 望ましい。

# 規制緩和要望事項

# 要望事項

1 法定脱退事由の拡大【信用金庫】※「規制改革推進のための3か年 計画」

(信用金庫法第17条、中企法第19条)

- ・行方不明の会員を法定脱退事由に追加すること。
- ・現行の制度においても、法定脱退事由の1つである「除名制度」 で脱退手続きが行えるとの考え方もあるが、会員の身分および財 産に関することであり、法定化すべきではないか。

- 2 事後員外貸出に関する法解釈の明確化【信用金庫・信用組合】(信用金庫法施行令第8条、中企法施行令第14条)
  - ・地区外へ転居(法定脱退事由に該当)した者に対して、会員であった間に行った貸出が、員内貸出または員外貸出のいずれに該当するのか、法律上の取扱いを明確にすること。
  - ・地区外へ転居したことを理由に既存貸出の一括返済を求めるのは 適当ではないため、現状では、新規貸出は行わず、既存貸出の当 初の約定期限まで管理・回収を行っている。

# 論点等

- 〇信用金庫への加入又は脱退は任意であることが原則とされているが、法律上、既に規定されている脱退事由(例:会員資格の喪失、死亡又は解散)との平仄について、どのように考えるか。
- 〇中小企業等協同組合法における法定脱退事由の規定は、信用組合以外の組合(例:事業協同組合)にも共通するものであり、他の組合への法制度上の影響をどう考えるか。

<参考:会社法における所在不明株主の株式売却制度>

会社は、①継続して5年以上、株主名簿記載の住所に通知・催告が 到達せず、かつ、②継続して5年間剰余金の配当を受領しない場合に は、一定の手続きを経て、その要件に当該する株主が保有する株式を 売却することが可能。

- 〇一般に、会員・組合員であった者が、事後的にその会員・組合 員資格を喪失した場合についてどう考えるか。
- 〇卒業生(事業者会員が会員資格の範囲を超え、信用金庫から脱退した者)については、一定期間、員外貸付として信用金庫との取引が可能とされていることとの平仄、そもそも協同組織金融機関について地区規制を設けていることとの関係についてどのように考えるか。

### <参考>

法令上、員外貸出は限定的に列挙されており、地区外転居者に対す る貸出は規定されていない。なお、労金法では、当該貸出は員外貸出

		に規定されている。
3	転入予定者への貸出【信用金庫・信用組合】(信用金庫法施行令第8条、中企法施行令第14条) ・地区外の者が一定期間内に地区内に転入する(会員・組合員資格を得る)ことが確実な場合、当該者への貸出を員外貸出として認めること。	〇協同組織金融機関の存在意義に鑑みると、地区内の会員・組合 員への貸出が原則であるが、この点について、どう考えるか。
4	国立大学法人等への融資解禁【信用金庫】(信用金庫法施行令第8条、中企法施行令第14条) ・国立大学法人、大学共同利用機関法人への貸出を員外貸出として認めること。	<ul> <li>○協同組織金融機関の存在意義に鑑みると、地区内の会員・組合員への貸出が原則であるが、この点について、どう考えるか。</li> <li>○会員への貸付等の業務の遂行を妨げない範囲内で、小額又は公共性等に着目し、限定的に容認されている員外貸付との平仄について、どのように考えるか。</li> <li>○信用金庫の信用リスク管理能力についても考慮すべきか。</li> </ul>
		【主な指摘】 ・他の独立行政法人等が、既に員外貸出先として規定されていることを踏まえれば、員外貸出先として認めてよいのではないか。  <参考> 平成 18 年4月からは、法令上、独立行政法人(国立病院機構、造幣局、印刷局等)及び地方独立行政法人(公立大学、公営地下鉄・バス等)が員外貸出先として規定されたが、国立大学法人等は規定されていない。
5	自治体向け貸出規制の緩和【信用組合】(中企法施行令第 14 条) ・信用組合の自治体向け貸出について、員外貸出の 20%までとする 量的規制を撤廃すること。	〇信用金庫よりも協同組織性が強いとされる信用組合が員外貸出 を行う場合の量的規制のあり方について、どのように考えるか。

# 【主な指摘】

・預貸率が長期的に低下する中では、自治体向け貸出が組合員へ の貸出を圧迫する要因とはなりにくいこと、また有価証券や預 け金での運用と比較すると、協同組織金融機関の強みを発揮し うる分野であること、などを踏まえると、緩和が望ましいので はないか。

### <参考1>

当該貸出は信用金庫・信用組合のいずれも員外貸出に規定されているが、信用金庫の自治体向け貸出については 20%という量的規制の対象外となっている。

<参考2:「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」 (昭和55年11月26日金融制度調査会答申)>

金融制度調査会答申において、「信用金庫の地公体等に対する貸出は、地域の住民や中小企業等の利便にも還元されると考えられることから、20%以内という規制の適用除外とすることが適当。他方、信用組合の当該貸出については、組合員に貸出を行う信用組合原則の例外であり、20%以内に限りこれを認めることが適当」との判断が示されている。

- 6 **全信組連の員外貸付制限の撤廃【信用組合】**(中企法第8条、中企法 施行令15条)
  - ・全信組連の員外貸出について、総預金等の20%までとする量的規制を撤廃すること。
- ○全信組連の運用方法の多様化の要請、信用リスク管理の必要性 等をどのように考えるか。
- ○協同組織性が強いとされる信用組合を会員とする全信組連が員 外貸出を行う場合の量的規制のあり方について、どのように考 えるか。

# <参考1>

信金中金の員外貸出は、法令上の量的規制はないが、業務方法書において「総資産の30%相当額」と規定されている。

<参考2:「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」 (昭和55年11月26日金融制度調査会答申)>

金融制度調査会答申において、「全信組連の員外貸出は、その性格にかんがみ、一定の範囲内でこれを取り扱われるのが適当」との判断が示されている。

- 7 保証子会社における規制【信用金庫】(信用金庫法第54条の21、信用金庫法施行規則第64条、協金法第4条の2、協金法施行規則第4条)
  - ・信用金庫の保証子会社が他の信用金庫の会員に対する保証業務を 行えるようにすること。
- ○信用金庫の保証子会社が、当該信用金庫の地区外、あるいは会員ではない者に対して保証業務を行うことについては、そもそも協同組織性という観点、さらには、地区規制、会員制度の観点から、どのように考えるか。
- 〇中央機関の役割との関係で留意しておくべき点はないか。

# 【主な指摘】

- ・信用金庫に容認されている会員資格を有する者に対する小口員 外貸付(700万円まで)と同じ範囲での保証業務や親信用金 庫と同じ地区で事業を行っている他の信用金庫の会員に対する 保証子会社の保証業務であれば認めることが考えられるのでは ないか。
- ・協同組織金融機関においては、地区規制が重要な意味を持つという考え方と矛盾するのではないか。

### <参考>

法令上、信用金庫の子会社は会員のために債務を保証することが可能。また、信金中金の子会社(信金ギャランティ(株))は、どの信用金庫の会員に対しても保証業務を行うことが可能。

脱退組合員の持分の一時取得【信用組合】(中企法第 18 条、第 20

〇中小企業等協同組合法上、信用組合の組合員は脱退時期が限定

#### 条、第61条)

・組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の持分を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様、信用組合が一時的にその持分の譲受けができるようにすること。

されている中で、一時的な持分譲受けを可能とすることについて、どう考えるか。

〇中小企業等協同組合法における自由脱退の規定は、信用組合以外の組合(例:事業協同組合)にも共通のものであり、他の組合への法制度上の影響をどう考えるか。

# 【主な指摘】

- ・信用組合は協同組合ではあるが、メンバーの集まり方や業務を 含むあらゆる点で、他の協同組合より信用金庫に近いことに鑑 みると、中小企業等協同組合法を根拠とするこということのみ をもって、金融機関である信用組合と他の金融以外の組合を同 じような扱いとすることは形式的過ぎるのではないか。
- ・そもそも、信用金庫と信用組合の間の不要と考えられる制度上 の差異は、協同組織金融機関に関する法律を統合する方向での 検討が行われれば、その過程で解消されるのではないか。

# <参考>

信用組合の脱退者は、事業年度末において脱退することができ、その持分払戻しについては当該事業年度末の組合財産によって定めることとされているため、実務上、持分の払い戻しは総(代)会後になる。一方、信用金庫は、出資総口数の5%までは脱退者の持分を一時的に譲り受けることができるため、事業年度末後に譲受代金を払うことが可能である。

9 **自己優先出資を消却した際の取扱い【信用組合】**(優先出資法第 15 条、第 42 条、第 44 条)

〇下記のような実務について、計算書類の透明性確保等の観点からどう考えるか。

・優先出資法における資本金の定義を明確化すること。

- ・法令上、優先出資の消却時は資本金の額を維持しなければならないと規定されている一方、同規定における資本金が普通出資金または普通出資金+優先出資金のいずれを指すのかが規定されていない(他の条文では、資本金の定義を後者と規定)。
- ・剰余金を以って優先出資を消却する際に、資本金の額を減額できないため「その他出資金」という勘定科目をたてて消却を行っている。
- (注) 平成 20 年 7 月の信用金庫・信用組合の意見陳述時に提出された規制緩和要望事項のうち、「優先出資の分割を円滑に行うための手続き」、「優先 出資の消却手続きの明確化」、「劣後債の発行(※「規制改革のための3か年計画」)」については、信用金庫において再検討した結果を踏まえ、 要望から外すこととしている。